**平成２６年（フ）第１４２号**
山梨県甲州市塩山下塩後700番地
破産者　志村　一男
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第３８１号**
愛知県岩倉市大地新町３丁目27番地
破産者　松田　桂子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第８８１３号**
兵庫県宝塚市逆瀬川１－２－１　シティライフ逆瀬川1201号、住民票上の住所大阪市淀川区木川東４丁目17番９－1511号
破産者　青木　勝稔
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３９号**
兵庫県姫路市野里上野町２丁目９番14号
破産者　菅　　睦子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第１５０号**
福岡市西区姪の浜４丁目12番17―301号
破産者　能海久美子（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７号**
北海道北見市美山町南７丁目４番地104
破産者　板谷　隆広
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２６年（フ）第４４０号**
仙台市若林区沖野６丁目31番７号
破産者　澁谷　哲夫
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第１２号**
福島県南相馬市原町区南町３丁目98番地の６鳥居貸家Ｅ号棟
破産者　五十嵐利明
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

**平成２６年（フ）第５２号**
福島県本宮市本宮字関根８番地１関根ハイツＡ棟201、申立時の住所福島県本宮市本宮字弁天64番地７
破産者　大和田浩美
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第１４０８号**
神奈川県茅ヶ崎市本宿町６番47号　加藤方、住民票上の住所東京都中野区東中野４丁目18番18号　トキワハイツ202
破産者　加藤恵美子
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１７１５号**
神奈川県海老名市上今泉４丁目20番10―101号、開始決定時の住所神奈川県海老名市上今泉１丁目17番14号
破産者　太田　正孝
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１７１６号**
神奈川県海老名市上今泉４丁目20番10―101号、開始決定時の住所神奈川県海老名市上今泉１丁目17番14号
破産者　太田紀美子
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８７号**
神奈川県秦野市渋沢1412番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市鶴巻1402番地の10
破産者　成田　敬二
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第３８９号**
神奈川県小田原市小竹815番地　橘団地426
破産者　古賀　正博
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第２２０号**
神奈川県中郡二宮町二宮281番地の３　トリプルハイツＡ―102
破産者　鈴木　健男
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第７１号**
愛知県豊橋市忠興１丁目９番地の７
破産者　竹内　　仁
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２６年（フ）第４７号**
滋賀県彦根市中藪町653番地22
破産者　谷　　輝雄
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部